

## 平成28年4月 健康保険制度改正について

### 1、標準報酬月額上限の改正

保険料や傷病手当金・出産手当金の算定のもととなる健康保険の標準報酬月額は、平成28年3月末までは「第1級（58,000円～第47級（1,210,000円）の全47等級」ですが、平成28年4月から上限に3等級追加され「第1級（58,000円～第50級（1,390,000円）全50等級」に引き上げられます。

### 2、標準賞与額の年度累計額の改正

標準賞与額の年度累計額が、540万円から573万円に引き上げられます。

### 3、傷病手当金・出産手当金の算定方法の改正

不正受給防止のため、傷病手当金及び出産手当金の支給額の基礎となる標準報酬日額の算定方法が見直されます。

平成28年3月31日までは、請求月の属する月の標準報酬日額の3分の2が支給されますが、平成28年4月1日からは、支給開始日の属する月以前の12ヵ月の標準報酬日額の平均の3分の2に見直されます。

また、被保険者期間が1年に満たない者は、以下の①か②のいずれか低い方の3分の2に見直されます。

①支給開始日以前の全加入期間の標準報酬日額の平均

②支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬日額の平均

### 4、入院時食事療養費等の改正

一般所得者の入院時の食事代について、1食260円から1食360円に引き上げられます。低所得者の引き上げはありません。

## 5、紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

紹介状なしで、※特定機能病院及び病床数500床以上の病院を受診する場合等には、原則として初診時又は再診時に定額負担が求められることとなりました。